

村民 各位

天龍村長 永嶺 誠一

## 6月1日以降の天龍村としての対応について

### ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

#### 1 現状・基本認識

令和2年5月25日、全国すべての都道府県の緊急事態宣言が解除となりました。

長野県内においては、5月13日以降の新規感染者は確認されておらず、また、これまで緊急事態宣言が発令されていた都道府県においても、北海道と神奈川県を除いて、解除前1週間の人口10万人当たりの新規感染者が0.5人を下回るなど、感染状況は落ち着いているといえます。

県の基本認識では、新型コロナウイルス感染症のリスクは、いまだに存在していることから、ウイルスとの共存を図るために「新しい生活様式」の定着に向けた取組みを重点におき、感染拡大に対する備えなどの感染対策を実施しながら、経済再生を図ることとしています。

当村における6月1日以降の対応についても、村民生活と経済活動の支援を図りつつ、引きつづいて感染防止対策について進めてまいります。

#### 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

##### (1) 外出時における行動

外出に際しては、「人との接触機会の低減」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行うよう、呼びかけを行います。

また、「三つの密」が生じ、クラスターの発生のおそれのある施設への訪問は避けるようにお願いします。

##### (2) 県外との往来

都市圏など往来が盛んな地域の感染状況を注視し、こうした地域に感染拡大が生じた場合は往来を控えてください。

また、6月18日までの間において、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)との間を往来する際には慎重にお願いします。往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うようお願いいたします。

##### (3) 「新しい生活様式」の定着推進

「新しい生活様式」の実践のために「信州版『新たな日常のすすめ』」について村民に周知し、定着を促進します。

※「信州版『新たな日常のすすめ』」(別添のとおり)

#### (4) 観光・宿泊施設等について

多数の人が利用する施設・店舗等では、物理的な距離の確保など感染防止策の徹底をお願いします。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる観光・宿泊施設においては、施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について、ご協力をお願いします。

### 3 村立学校、村有施設、村主催イベント等についての対応

#### 〔村立小中学校の対応について〕

天龍村立の小学校及び中学校は、令和2年5月25日(月)から再開していますが、新型コロナウイルスの感染防止のための最大限の配慮は継続し、登校前の検温、健康観察の励行、発熱など体調不良時の登校自粛のほか、「新たな生活様式」に適應した学校生活の実施に取り組んでいます。

なお、学びの確保を行うため、夏休みの期間を短縮して対応します。

#### 〔村有施設等について〕

村有施設については、制限の必要が認められなくなった施設から、感染防止策の徹底を図りながら再開していきます。

なお、天龍村公共施設等における対応は別表1のとおりです。

#### 〔村主催の行事・イベント等について〕

村主催の行事・イベント等については、参加者が特定でき、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら、実施できるものとします。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等感染リスクが高いものは、中止を含めて、その状況により判断するものとします。

また、民間が主催するイベント等についても、大規模なものなど、三つの密が生じ、感染リスクが極めて高い場合には、主催者に対して、中止を含めた慎重な対応を求めます。

### 4 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など住民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行います。

また、「特定警戒都道府県」など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行います。

新型コロナウイルス感染症は、咳やくしゃみの飛沫、2m以内でマスクをせずに会話することなどにより、**ウイルスを吸い込むこと**で感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れること**で感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょ。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょ。
- **在宅勤務**、**時差出勤**、**勤務時間の割り振り変更・分散**を推進ましょ。
- お客様にも**咳エチケット**や**手洗い**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**ましょ。

(別表1)

天龍村公共施設等における当面の対応について

令和2年5月29日  
天龍村

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国すべての都道府県において解除されたことを受け、当村における公共施設等の対応は、当面向下記とおりといたします。

ただし、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、対応の内容を見直す場合があります。

記

| 施設名          | 所管課(係名)      | 対応内容                         | 実施期間                |
|--------------|--------------|------------------------------|---------------------|
| 和知野川キャンプ場    | 地域振興課(商工観光係) | 全施設を閉鎖します。                   | 令和2年5月16日～令和2年6月30日 |
| 大河内森林公園キャンプ場 | 地域振興課(商工観光係) | 全施設を閉鎖します。                   | 令和2年5月16日～令和2年6月30日 |
| ニセンジパターゴルフ場  | 地域振興課(商工観光係) | 通常営業(火曜定休日)                  | 令和2年5月20日～          |
| 天龍温泉おきよめの湯   | 天龍温泉         | 通常営業(レストランゆとりを含む)<br>(火曜定休日) | 令和2年6月1日～           |

○教育委員会関係施設使用制限について

| 【基本的事項】   |      |  |                                |
|---|------|--|--------------------------------|
| (1)制限期間【令和2年(2020年)6月1日(月)から当面の間】   |      |  |                                |
| (2)利用可能者は軽度の風邪症状等の無い者に限る。<br>(利用日から起算して2週間以内に軽度の風邪症状等を感じた方の使用は認めません。)<br>利用者全員の名簿をご提出ください。(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため)。<br>本名簿はこの目的以外には使用しません。 |      |  |                                |
| (3)新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と2m以上の間隔を保つ等)  |      |  |                                |
| 施設名   | 使用可否 | 備考   | 連絡先                            |
| 天龍村文化センターなんでも館  | 一部制限 | ・利用可能な時間は、1時間以内とします。   | 天龍村教育委員会事務局<br>電話 0260-32-3206 |
| 天龍村図書館  | 一部制限 | ・利用可能な時間は30分以内とします。<br>・館内での飲食は禁止です。   |                                |
| 天龍村村民体育館  | 閉鎖   |  |                                |
| 天龍村営グラウンド   | 一部制限 | ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。<br>申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。<br>事前申込のない使用については禁止させていただきます。                        |                                |
| 天龍村テニスコート   | 一部制限 | ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。<br>申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。<br>事前申込のない使用については禁止させていただきます。                        |                                |
| 天龍村コミュニティーセンター  | 一部制限 | ・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。<br>申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。<br>事前申込のない使用については禁止させていただきます。<br>・利用可能な時間は1時間以内とします。 |                                |

○その他関係施設

| 施設名           | 管理者               | 対応内容  | 実施期間      |
|---------------|-------------------|---|-----------|
| ふれあいステーション龍泉閣 | ふれあいステーション<br>龍泉閣 | 1階レストラン 通常営業<br>昼 11:00～14:00、夜 16:30～20:00<br>(月曜日休業)      | 令和2年6月2日～ |
|               |                   | 4階ラウンジ通常営業 17:00～21:00<br>(月曜日休業)                           | 令和2年6月2日～ |
|               |                   | 龍泉の湯 通常営業<br>平日 15:00～21:00(受付終了)<br>土日祝日 12:00～21:00(受付終了) | 令和2年6月1日～ |
| 養護老人ホーム天龍荘    | 天龍村社会福祉協議会        | 面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。                                  | 当面        |
| 特別養護老人ホーム天龍荘  | 天龍村社会福祉協議会        | 面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。                                  | 当面        |
| 天龍村デイサービス     | 天龍村社会福祉協議会        | 利用者は利用前に検温して、通常営業   | 当面        |